

「いじめ・嫌がらせ」が相談件数のトップ 労働相談件数、民事上の紛争相談件数とも高水準で推移 《平成25年度個別労働紛争解決制度施行状況》

		(対前年度比)
1 総合労働相談件数	53,740件	(2.4%増)
2 民事上の個別労働紛争件数	11,558件	(1.0%減)
3 助言・指導申出受付件数	518件	(3.2%増)
4 あっせん申請受理件数	259件	(2.6%減)

平成25年度に県内10か所の「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数、民事上の個別労働紛争件数はともに前年度と同水準で高止まりの状況です。

民事上の個別労働紛争の内訳をみると、「解雇」、「労働条件の引き下げ」の事案は減少し、「いじめ、嫌がらせ」が増加傾向にあります。

助言・指導申出受付件数は増加しており、この内訳をみると「いじめ・嫌がらせ」が最も多く、32.6%増加し、「解雇」は前年度とほぼ同数でした。

あっせん申請受理件数は減少しましたが、この内訳をみても「解雇」が最も多いものの減少し、「いじめ・嫌がらせ」が増加傾向にあります。

* 個別労働紛争解決制度とは、労使間の紛争に関し当事者の自主的な解決を図るよう相談や情報提供を行い、当事者から解決についての援助を求められた場合には、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会のあっせんにより、円満に紛争を解決しようとする制度です。

1 総合労働相談受付状況

◇ 総合労働相談とは

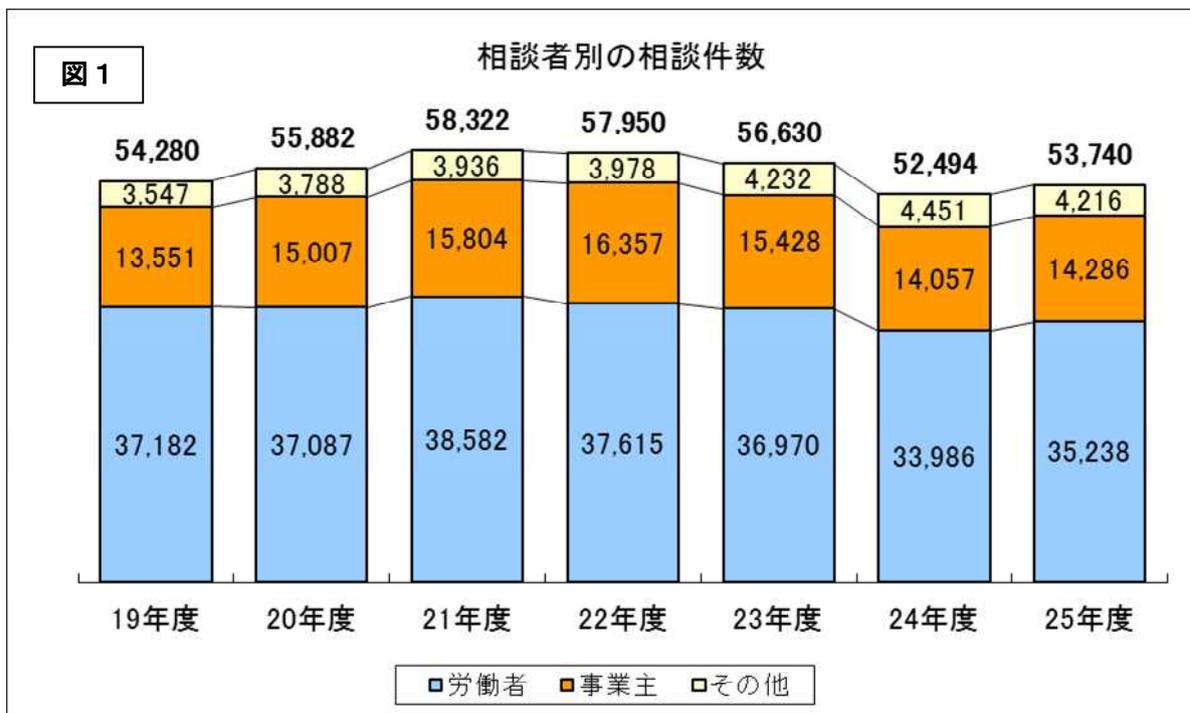
総合労働相談とは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談のことです。

埼玉労働局では、労働局総務部企画室を含め県内10か所に「総合労働相談コーナー」を設け、専門の総合労働相談員が面談又は電話で労働相談を受け付けています。

◇ 総合労働相談件数

平成25年度に寄せられた労働相談件数は、53,740件（前年同期比2.4%増）で、都道府県別では全国5番目の件数でした。

相談者の内訳は、労働者が35,238件（65.6%）、使用者が14,286件（26.6%）、友人・家族など当事者以外が4,216件（7.8%）でした（図1）。



◇ 民事上の個別労働紛争に関する相談

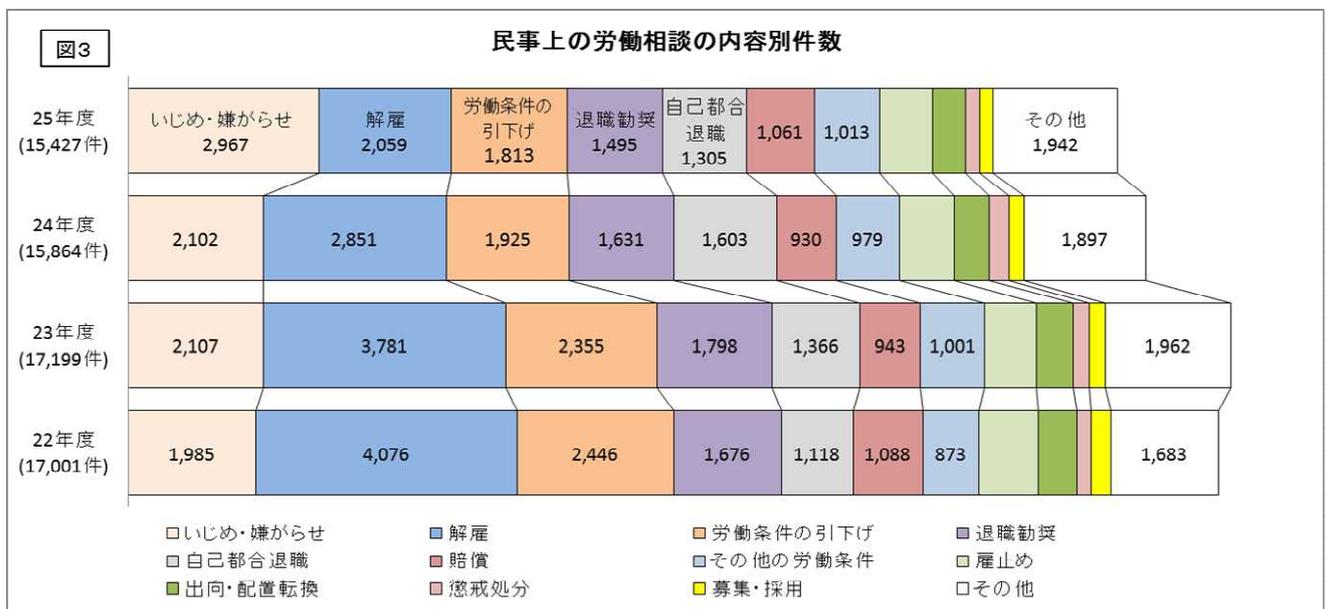
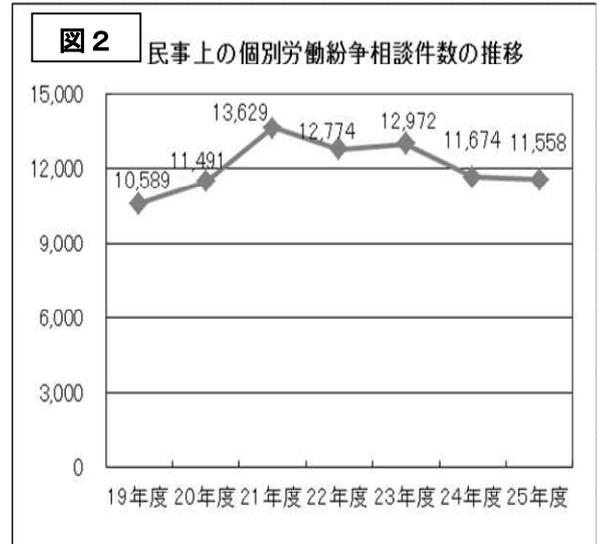
民事上の個別労働紛争に関する相談とは、総合労働相談のうち、労働基準監督署で扱う労働基準法違反にかかる事案やハローワークで取り扱う雇用保険法にかかる事案等、当該相談内容に対し調査・指導する機関がないもので、個別労働関係紛争の状態にあるものです。

なお、個別労働関係紛争とは、解雇や労働条件の引下げ、退職勧奨、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のことです。

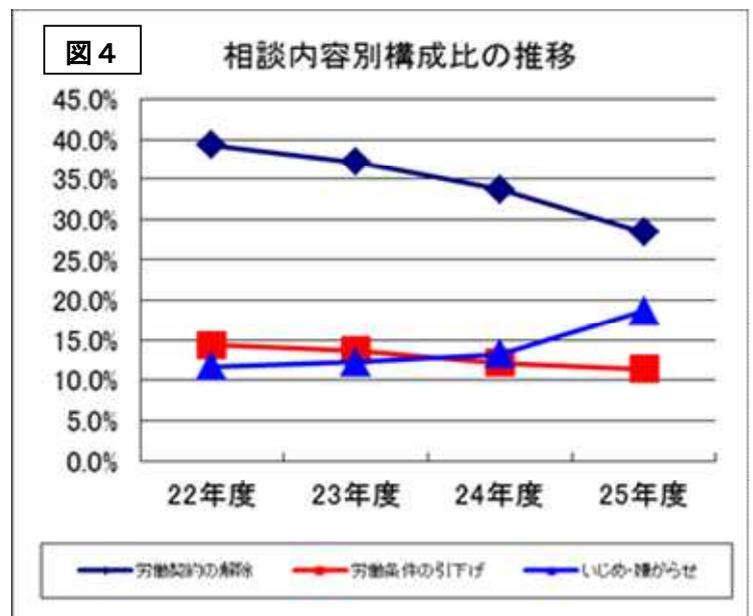
◇ 民事上の個別労働紛争の件数と内容

平成 25 年度の総合労働相談のうち、民事上の紛争件数は 11,558 件（前年同期比 1.0%減）で（図 2）、都道府県別では全国 6 番目の件数でした。

相談内容別では、「いじめ・嫌がらせ」が 2,967 件（全体の 19.2%）と最も多く、以下「解雇」（普通・整理・懲戒解雇）の 2,059 件（同 13.3%）、「労働条件の引下げ」の 1,813 件（同 11.8%）、「退職勧奨」の 1,495 件（同 9.7%）と続いています（図 3）。



相談内容別の構成比でみると、解雇、退職勧奨及び雇止めといった「労働契約の解除」に関するものが全体の 28.4%（4,383 件）を占めていますが、徐々に減少する傾向が見られます。その一方で、「いじめ・嫌がらせ」は全体の 19.2%（2,967 件）で徐々に増加する傾向がみられます（図 4）。
注) 1 件の相談で複数の内容にわたる事案もあるため、構成比は、相談内容別に計上した件数（15,427 件）を母数とした。



2 助言・指導申出状況

◇ 助言・指導とは

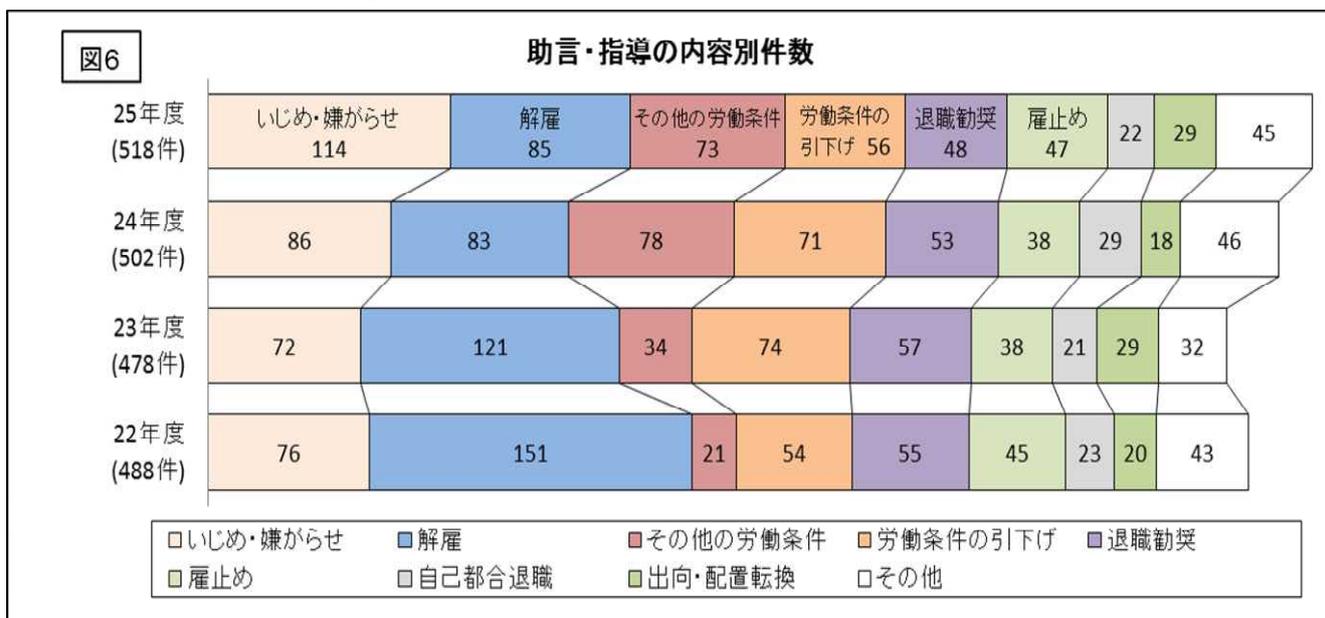
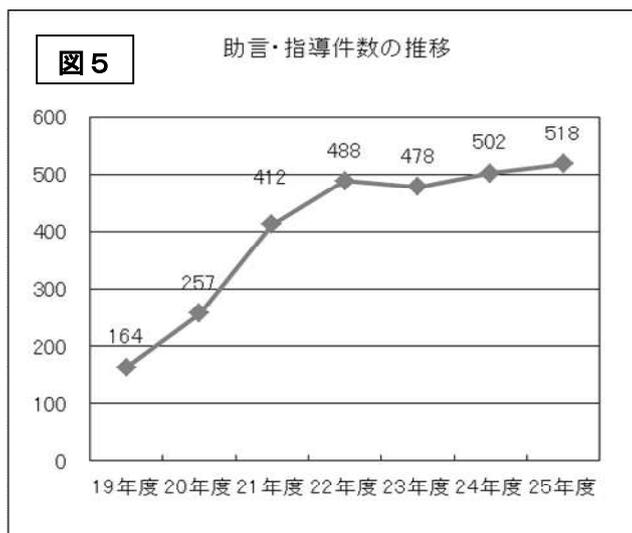
助言・指導とは、当事者間による自主的な解決を促進するために、紛争当事者に対し問題点を指摘し、都道府県労働局長が解決の方向性を示唆する制度です。

◇ 助言・指導の件数と内容

平成 25 年度の助言・指導の申出受付件数は 518 件（前年同期比 3.1%増）で、都道府県別では全国 5 番目の件数でした。（図 5）。このうち、労働者からの申請は 518 件（平成 24 年度 497 件）、事業主からの申請は 0 件（同 5 件）でした。

正社員からの申出が 237 件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が 259 件、その他が 22 件でした。

助言・指導の申出の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 114 件（22.0%）と最も多く、以下、順に「解雇」に関するものが 85 件（16.4%）、有給休暇等に関する「その他の労働条件」が 73 件（14.1%）、「労働条件の引下げ」が 56 件（10.8%）、「退職勧奨」が 48 件（9.3%）でした（図 6）。



助言・指導の実施状況

平成 25 年度に助言・指導の処理が終了した事案は 499 件です。このうち、申出の取り下げ等により処理を終了した 23 件を除く 476 件全てについて助言・指導を実施し、うち、203 件が解決に至りました。

3 紛争調整委員会によるあっせん

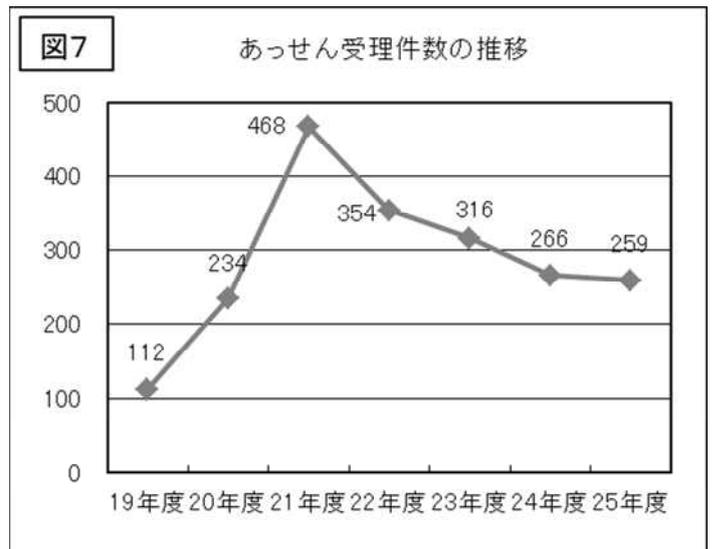
◇ あっせんとは

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（弁護士、大学教授等）が入り、双方の主張を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

◇ あっせん件数の推移

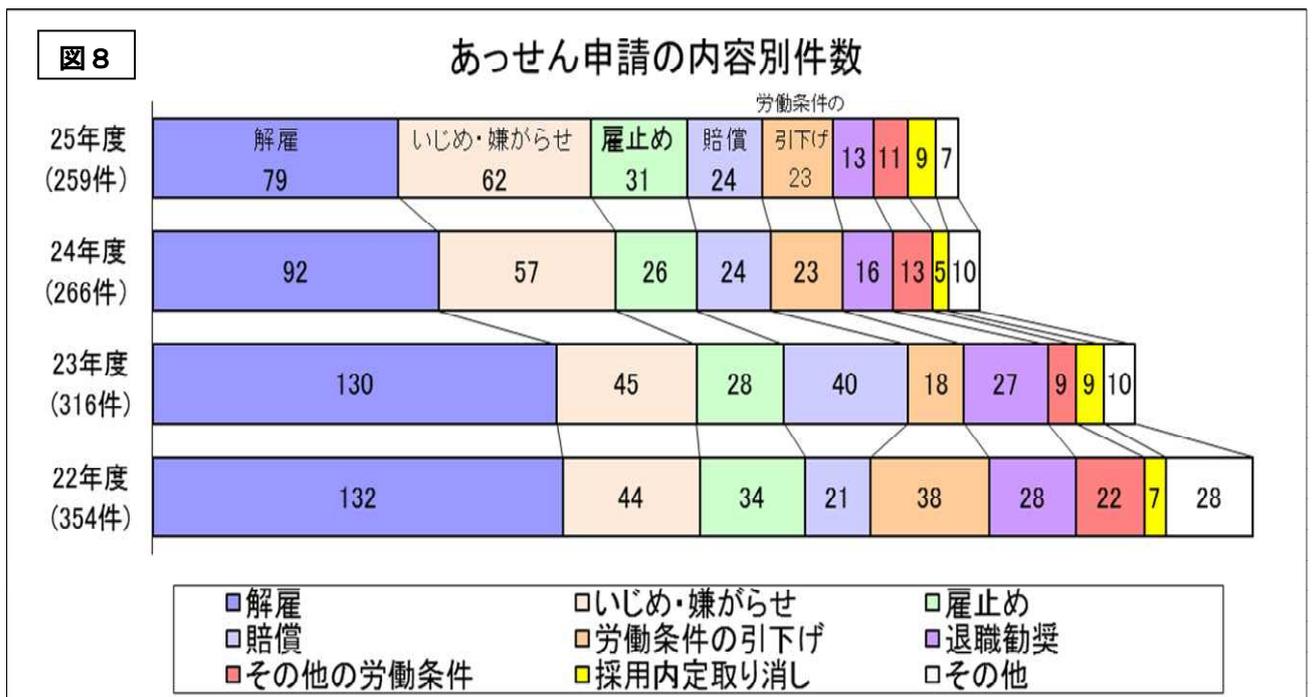
平成 25 年度のあっせん申請受理件数は 259 件（前年同期比 2.6%減）で、都道府県別では全国 5 番目の件数でした（図 7）。このうち、労働者からの申請は 253 件（平成 24 年度 256 件）、事業主からの申請は 6 件（同 10 件）でした。

正社員からの申出が 103 件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が 126 件、その他が 30 件でした。



◇ あっせん申請の主な内容

あっせん申請 259 件の主な内容は、「解雇」が 79 件（30.5%）と最も多く、以下、順に「いじめ・嫌がらせ」が 62 件（23.9%）、「雇止め」が 31 件（12.0%）でした（図 8）。



◇ あっせんの実施状況

平成 25 年度にあっせんで終了した事案は 268 件です。このうち、

- ① 合意が成立したもの 96 件（解決率 35.8%、当事者間和解 14 件を含む）

参考：平成 24 年度にあっせんで終了した事案は 273 件で、このうち合意が成立したものは 102 件（37.4%）でした。

- ② 申請が取り下げられたもの 10 件

- ③ その他 162 件

参考：「その他」の 162 件は、被申請人が手続きに参加しなかったため、あっせんが開始されなかったものが大半を占めています。

被申請人があっせんに参加した場合、83.7%が合意成立（平成 25 年度に開催されたあっせん 98 件中 82 件）しています（同 24 年度 70.6%）。

◇ 処理に要した期間

平成 25 年度中にあっせんで終了した 268 件について、処理に要した期間は、申請から 1 か月以内が 56.7%、1 か月超え 2 か月以内が 35.1%、2 か月超え 3 か月以内が 7.5% でした。

申請から 2 か月以内に処理を終えたものが全体の 91.8%を占めており、早期解決が図られていると言えます。

～助言解決事例～

いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げに関する紛争

労働者 A さんは、小売業を営む B 社の店舗の契約社員として勤めているが、上司のパワハラにより精神疾患を発症した。本社に相談すると、接客が少ない部署への異動が提示された。会社の早急な配慮には感謝しているが、異動先の賃金・勤務時間など労働条件の引下げには応じられないので、助言を求めた。

助言の結果

労働局から本社の管理者に連絡し、事業主には、労働者の職場環境に配慮義務、職場でのパワハラ防止体制整備の必要があることを伝えた。さらに労働契約法第 8 条を説明し、両者の合意がなければ労働条件を変更できない旨を伝えた。これに対し本社の管理者は、事実関係を調査した上で必要な対応をすると返答した。

結果

B 社は、労働局の助言を受けてパワーハラスメントに関する社内調査を行い、防止体制の再整備とともに、話し合いにより可能な勤務先を検討し、A さんは納得できた労働条件での勤務を続けることが可能となった。

～あっせん解決事例～

整理解雇に関する紛争

労働者 C さんは、D 社に入社し、店舗 E で正社員として数年勤務していた。その後、D 社は経営上の理由により店舗 E を閉鎖することとなり、C さんは解雇された。D 社の近隣の店舗 F、G では新規雇用の募集をしており、配置転換の話もなく解雇されるのは不当な解雇で、納得ができないとして、経済的損失及び精神的な苦痛に対する補償として 6 か月分賃金相当額の支払を求めてあっせん申請した。

あっせんの結果

D 社は、C さんの担当業務が専門職で、店舗 F、G では同様の業務はなく C さんとの雇用契約を終了せざるをえなかったこと、新規雇用の募集は別業務のものであることを主張したが、あっせん委員は、解雇を回避するための状況を確認、解雇の C さんに与える影響の大きさを説明し、会社側に譲歩を求めたところ、2 か月分賃金相当額を支払うことで和解が成立した。

添付資料

- 別紙 1 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- 別紙 2 総合労働相談の流れ
- 別紙 3 個別労働紛争解決制度の運用状況（全国）

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
☆ 埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
☆ 埼玉労働局 浦和駅西口 総合労働相談コーナー 労働なんでも相談室	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-5-1 浦和 I Sビル7階	048-822-0717
☆ さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	048-600-4801
☆ 川口 総合労働相談コーナー	〒332-0015 川口市川口 2-10-2 川口労働基準監督署内	048-252-3773
☆ 熊谷 総合労働相談コーナー	〒360-0856 熊谷市大字別府 5-95 熊谷労働基準監督署内	048-533-3611
☆ 川越 総合労働相談コーナー	〒350-1118 川越市豊田本 277-3 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	049-242-0892
☆ 春日部 総合労働相談コーナー	〒344-8506 春日部市南 3-10-13 春日部労働基準監督署内	048-735-5227
☆ 所沢 総合労働相談コーナー	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	04-2995-2582
行田 総合労働相談コーナー	〒361-8504 行田市桜町 2-6-14 行田労働基準監督署内	048-556-4195
秩父 総合労働相談コーナー	〒368-8609 秩父市上宮地町 23-24 秩父労働基準監督署内	0494-22-3725

☆は女性相談員が配置されている相談コーナー

総合労働相談の流れ

職場におけるトラブル

総合労働相談コーナー

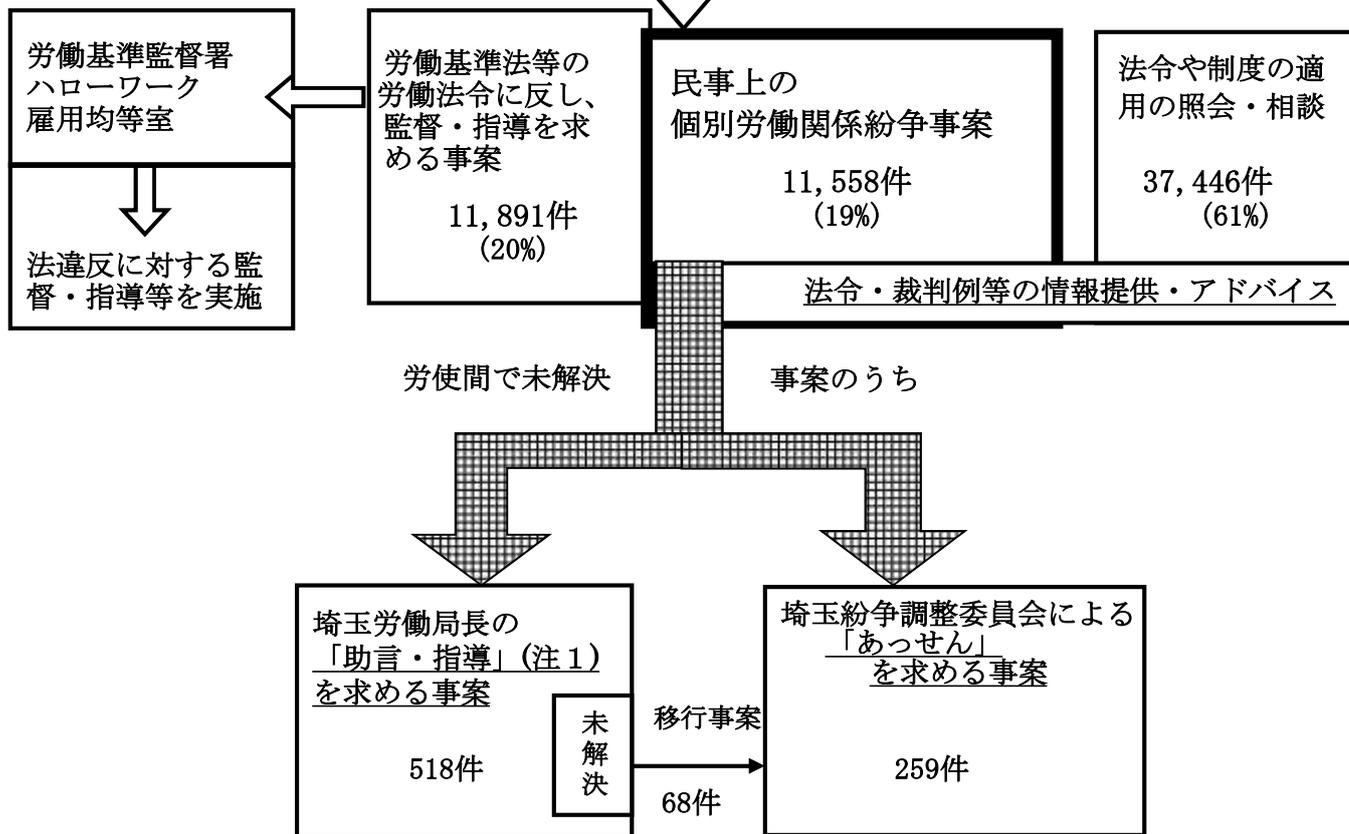
労働問題に関するあらゆる分野の相談

53,740件

(H25年4月～H26年3月の間)

内訳	
労働者	66%
使用者	27%
その他	8%

中
身



(注1) 判例に照らし、問題点と解決の方向を示す。

個別労働紛争解決制度の運用状況(全国)

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

労働局名	総合労働相談	民事上の 個別労働紛争相談	労働局長の 助言・指導申出	紛争調整委員会の あっせん申請
北海道	36,792	7,018	246	246
青森	11,073	2,814	119	30
岩手	10,253	2,764	145	59
宮城	22,801	5,288	200	86
秋田	7,187	2,853	75	56
山形	9,276	3,034	165	80
福島	15,409	5,154	61	55
茨城	20,551	5,783	205	104
栃木	13,058	2,758	108	137
群馬	15,554	4,428	111	70
埼玉	53,740	11,558	518	259
千葉	40,766	6,975	410	120
東京	114,797	26,869	644	1,228
神奈川	51,029	14,292	354	187
新潟	12,200	3,466	176	46
富山	6,591	1,701	85	40
石川	7,030	2,605	200	58
福井	6,612	2,295	160	55
山梨	6,545	1,323	38	22
長野	17,232	5,332	181	142
岐阜	15,103	4,071	95	64
静岡	34,737	5,223	431	81
愛知	76,098	13,760	813	503
三重	13,755	3,505	147	49
滋賀	10,808	2,692	168	71
京都	25,426	6,554	178	94
大阪	116,638	21,364	737	425
兵庫	58,727	18,056	1,124	291
奈良	8,845	2,403	89	84
和歌山	7,331	1,240	78	21
鳥取	4,464	1,706	44	32
島根	5,416	1,326	61	23
岡山	13,404	2,868	100	85
広島	31,799	6,634	164	91
山口	12,480	3,194	219	21
徳島	10,387	1,619	146	52
香川	6,580	1,324	47	8
愛媛	9,836	2,386	107	77
高知	4,790	1,007	31	36
福岡	44,368	7,405	345	95
佐賀	7,353	2,207	65	67
長崎	9,601	2,886	118	13
熊本	10,239	2,810	109	73
大分	6,253	2,343	83	33
宮崎	8,750	1,756	62	81
鹿児島	8,569	4,114	68	69
沖縄	9,789	3,020	194	93
計	1,050,042	245,783	10,024	5,712